令和２年第１回隠岐の島町議会定例会会議録

開　会（開議）　令和２年３月９日（月）９時３０分　宣告

１．出席議員

１番	大江	寿	７番	池田	賢治	１３番	米澤	壽重
２番	村上	謙武	８番	安部	大助	１４番	遠藤	義光
３番	菊地	政文	９番	前田	芳樹	１５番	池田	信博
４番	石橋	雄一	１０番	平田	文夫	１６番	福田	晃
５番	村上	三三郎	１１番	石田	茂春			
６番	西尾	幸太郎	１２番	髙宮	陽一			

１．地方自治法第１２１条の規定により出席した者の職氏名

町長	池田　高世偉	上下水道課長	河北　尚夫
副町長	大庭　孝久	建設課長	田中　文男
代表監査委員	嶽野　正弘	大規模事業課長	村上　和久
総務課長	野津　浩一	施設管理課長	大西　洋二
会計管理者	渡部　誠	危機管理室長	齋藤　和幸
財政課長	石田　寛弥	総務学校教育課長	池田　茂良
税務課長	濱田　勉	社会教育課長	吉田　隆
町民課長	井﨑　里恵子	布施支所長	竹本　久
福祉課長	中林　眞	五箇支所長	金坂　賢一
保健課長	平田　芳春	都万支所長	田中　順子
環境課長	砂本　進	中出張所長	村上　克樹
商工観光課長	鳥井　登	中央公民館長	高梨　勇光
農林水産課長	藤川　芳人	総務課長補佐	野津　千秋
地域振興課長	佐々木　千明	財政課長補佐	日野　利幸

１．職務のため本会議に出席した者の氏名

議会事務局長	山根　淳	事務局長補佐	中村　恵美子

１．町長追加提出議案の題目

承認第2号　工事請負変更契約締結の専決処分について（有木小学校校舎改修工事）

同意第1号　隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について

同意第2号　隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について

議事の経過

○議長（　米　澤　壽　重　）

おはようございます。

ただ今から、本日の会議を開きます。

（　開　議　宣　告　　９時３０分　）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日　程　第　１．質　　疑

「質疑」を行います。

この質疑は、会期初日に提出された町長提出議案の議第9号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」から、議第54号「令和2年度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの46議案について「総括質疑」方式により行います。

それでは、通告順に質疑を行いますが、質疑は、現に議題になっている事件に対して疑問点を質すものであります。また、自己の意見を述べることはできません。

通告した質疑の範囲を超えないよう、よろしくお願いします。

質疑の一人当たりの持ち時間は、答弁を含め30分となっています。

それでは、順次発言を許します。

始めに、10番：平田 文夫 議員

○１０番（　平　田　文　夫　）

通告している76ページの商工業振興費、まずお聞きしたいのはIターンが地方へ来て起業するその目的をちょっとお聞かせ願います。

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

よろしくお願いいたします。

本日、追加で資料を出させていただいております。総括質疑追加資料の2ページをお願いいたします。

地域商業等支援事業費補助金とタイトル書かせていただいたものでございます。一番最初

にありますように支援の目的といたしましては、Iターンと言いますよりも全町的に商業機能の維持、向上を目的として、町内での開業を支援するということを一番の目的といたしております。

支援の内容ですけれども、2番目の表にありますとおりでして、それぞれ事業区分を分けまして、対象経費は改修費、備品購入費、家賃などとなっております。事業費の2分の1を補助率といたしまして、ただ補助限度額を設定いたしておりますので、その表のとおりとして実施いたしております。

○１０番（　平　田　文　夫　）

私が聞きたいのは、西郷港周辺飲食店枠1件、これのちょっと内容をお聞きしたい。

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

令和2年度の予算の中で設定してありますのは、まだこれからご相談があった場合に対処するための予算でございまして、西郷港周辺の実績で申し上げますと先ほどの表の一番下の補助実績のところにございます元年度の2件とございますが、この中に1件含まれておりまして既にお店の方を展開していらっしゃいます。

○１０番（　平　田　文　夫　）

私はね、地方へ来て起業を目的とするのは何かと言ったら、地方資源を活用して、そしてそれを商品化してやっていくということだけども、じゃあここはどういう資源を活用しているわけ。

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

今もう開業されたお店のことで例えて申し上げますと、観光シーズン中につきましては隠岐の食材、サザエですとかアラメ等々を使ったメニューに力点を置きたいと、冬場等につきましては忘年会など団体の集客にも対応するように地元食材をできるだけ使う方向でお店の方をやっていきたいという風な事業計画になっております。

○１０番（　平　田　文　夫　）

大変な事業計画だけど、これは民業圧迫に繋がるんちゃうの？そこら辺はどう考えてるの。

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

今、特に西郷港周辺におきましては、昼食をとる場所が少ないとかいう状況がありましたことを鑑みまして、特別な枠を設定しているところでございますが、あくまでも民業で事業を起こしたいという方の支援をするという形でございますので、特段、民業圧迫ということには、なっていないんではないかという風に考えております。

○１０番（　平　田　文　夫　）

いやいや、公の金が入って、あそこは特にその、名前言ってどうか知らんけど、そこら辺のことをやっぱりあなた方は事業プランの中で議論したとこ？

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

制度の事業に則った上での色々協議は、商工会の経営指導員なども含めまして、お話ししましたけれども、特段、今議員が仰せられておられますその他民業に対する圧迫云々というところに関しての議論はしてないように思っております。

○１０番（　平　田　文　夫　）

いやいや、公金を入れておるわけやからね。そういう議論をすべきでないの。そうでしょう。要するに固定資産税を多く払って、今までやっている店舗が2店舗あそこの近くにあるやないの。そうでしょう。

そういうことを踏まえて、ただ要するにぽっと来て、何でもやればいいからそういう風なことで起業されたら、民間の人は困るじゃないですか。そうでしょう。

要するにしっかりとしたデザインを描いて、ここにはこういう風なことがあるんだ。ここにはこういう風なことをやるんだということをね、議論してないこと自体がおかしいんじゃないの。そうでしょう。そこら辺のことはどうなの。

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

この事業の目的のところの第一番に町内の店舗閉店等々がありまして、地域の商業機能が失われていきつつある中という前提がございます。で、この度の場合は、西町の方で長年事業していらっしゃいました方が残念ながら閉店をされまして、そこでメニューとして扱われていた物を引き継いで、継承していくという形でこの度、場所は変わりましたけれども開店されるということもございましたので事業承継という意味合いもあって、この町で今不足しているところの補いという意味では必要な事業ではないかと、いい展開ではなかったかという風に考えております。

○１０番（　平　田　文　夫　）

いやいや、メニューがないからいって、そういうことを継承したからとこじつけたら駄目じゃない。私が言うのは、この町の港周辺でしっかりデザインを描きながら、そういう風なことをやってもらうと、あなたが言うようなメニューでこれこれ使います、あれあれ使いますと。じゃあ、今の店のメニューも見せてくださいよ。そんなこと言うんだったら。

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

ちょっと今手元にメニュー表の方は持ち合わせておりませんので、後程、準備をさせていただこうと思いますが、町の総合振興計画等におきましても、また総合戦略におきましても西郷港周辺の活性化ということも掲げている部分もございますので、そういった意味も含めて、西郷港周辺の飲食店特別枠というものまで設定して、事業の方を実施しているという風に認識しております。

○１０番（　平　田　文　夫　）

いや、あそこの位置はね、私ちょっと見に行ったよ。夜。もうお客さん入ってる。だけど、花輪なんかは外へ飾らずに中へ飾っとるわけだわ。飾るとこがないわけ。そういう風な場所で、要するに環境的にもあんまりよろしくない。歩道に全部出ていくようなことになっとるわけだから。だから、その辺のこともあなた方がちゃんと相談に乗って、お客さんが入り易いようにするとか、そうでしょう。ただ、要するに開けばお客が来るんだと。この隠岐の島町の環境というのは、最初にオープンしたらお客は来るんですよ。だけど、持続性がないわけ。何でも。

だから、そういう風なことを考えながら、要するにIターンに将来長く居ついて、この町の将来に貢献してもらうという大きな目的があるわけこの事業いうのは。

だからそこら辺を無視して、あなたあそこがいないからこうこうだとか、そういうふうなことで、じゃあ、民間の人はどう思うんですか。そうでしょう。そういう風なことも考慮しながら。

そうして、今、一番困っているのが、Iターンが来て、民間人と交わりがないということを言っておるわけ。そこら辺を聞いたことある？

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

わたしも定住対策課の折に地域おこし協力隊とかですね、UIターンの仕事もさせていただいておりまして、ずいぶん前に比べますと色々情報交換会とか、定期的にネットワークを構築するような場面づくりをしておりますので、最近はそんなにはないんじゃないかという風には思っております。役所もそうですけど、民間の皆さんの中でも積極的にそういうネットワークづくりをしてくださるグループもあったりしますので、直接、今の私の耳の方へはそういった声は届いていないかという印象でございます。

○１０番（　平　田　文　夫　）

いやいや、届いていないかなという印象だったら駄目じゃない。

それで、要するにこの町いうのは高齢化が進んで、各地域に自治会というのがあるじゃな

い。そうでしょう。そういう所へ入っていただくような声掛けはしてるわけ？自治会は自助公助、共助、これが崩れつつあるわけだ。そういう風な観点から、協力を願うという声掛けはしたことあるの？

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

住んでいらっしゃる場所と、この度の場合ですけど、お店の場所というのは全然違う場所で今生活をしていらっしゃいます。お住いの部分については、私たちの方から声掛けをしたことはございませんが、自治会活動などには割と積極的に参加しているとは伺ったことはございます。

ただこの度、中町でお店を開かれるという部分におきまして地域の皆さん、自治会等々への協力参加みたいなお話はしたことがございませんので、また折を見てそういった話も必要かなと今思っております。

○１０番（　平　田　文　夫　）

じゃあ次にいって、要するにこれは許認可が必要になるわけ。それを確認してるの。何々の認可が必要か確認して、その書類をあんたは確認したの？

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

これは相談があった時から、商工会の経営指導員と共に役場の方も一緒にご相談しております。その中の当然チェック項目というものもございますし、手元の方にはその当時の申請に係わった資料を持っておりますけれども、当然、保健所などの許可はいただいてますかということでの写しの提出ですとか、法令手続等の必要なものにつきましては確認をしております。

○１０番（　平　田　文　夫　）

これは開業届いうのが必要だけど、そういうことはちゃんと指導したとこ。

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

そこら辺りのところにつきまして、商工会の方で確認をいたしていると認識しております。

○１０番（　平　田　文　夫　）

いや、君が確認しないといかんじゃないの。

それは何をせないかんか言ったらね、1か月以内に税務署に届出をせないかんわけだ。そういうことをちゃんとあなたは指導する立場にあるわけだわね。そうでしょう。あなたが知らん、任せましたというようなことじゃ具合悪いんちゃうの。

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

大変失礼いたしました。税務署、それから保健所等の営業許可証を提出いただいておりまして、私どもの方でも確認いたしております。そのうえで、交付の決定をいたしております。

○１０番（　平　田　文　夫　）

いや、税務署に要するに1か月以内には必ず届出をせないかんということになっとるわけですからね、これは。法的に。

ちょっとお聞きしますけど、大きなパン焼き機を導入しとるのに、これはパンを販売するわけ？

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

おそらくパンというよりも、シュークリームという風にメニューの内容としては聞いております。

○１０番（　平　田　文　夫　）

いやいや、それを販売するのって聞いているわけ。

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

はい、テイクアウトの商品という形での販売をいたしております。

○１０番（　平　田　文　夫　）

じゃあ、テイクアウトだったら届出が必要になってくるけど、届けてあるわけ？

あのね、テイクアウト、持ち帰り、これには届出が必要になってくるわけ。

全部、やっぱりそういう風なチェックをしなさいよ。公金を使って支援するわけだから。要するに何があって、どういう風なことになってるのか。ということは、機材何かはカフェはカウンターの内に全部入れなさいということになってるわけ。そういうことは全部確認しちょるの？

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

完成の報告がありましてから、現地の方へ出かけまして、申請内容等々と相違がないかということで、確認作業を行って確認しております。

○１０番（　平　田　文　夫　）

いや、その時に大きなパン焼き機があったでしょう。

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

現地の確認の方は、係長の方でこの度は対応をしましたので、私が直接は出かけておりませんが、写真等の報告は受けておりまして、その中にございましたのでそういった物の確認はいたしました。

○１０番（　平　田　文　夫　）

いや、あのね。ちょっとそういう風なことを確認しました。私は行きておりません。そら忙しい、これだけのあなた事業を抱えてね。だからそういう風なプランをしっかり作成して、そうでしょう。それを要するに部下に指示して、ちゃんとやるとそれで、その届出をしてあるかどうかいうことも自ずとして確認せないかんちゃうの？

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

申請の書類、それから現場の確認等々、全て、復命、決裁上がってまいりますので、その書類の中で確認をいたしました。

○１０番（　平　田　文　夫　）

いや、テイクアウトする時は説明したけど、じゃあそれは要するに届出いうことは分からなかったら何で確認したの？

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

テイクアウトという部分が不勉強で申し訳ないんですけれども、一般食堂、弁当屋という営業の種目で営業許可を受けておられますので、その確認はできておりますので、弁当屋ということは持って帰るという前提でありますので、その辺りはここでクリアされているのかなという風に思ったところでございます。

○１０番（　平　田　文　夫　）

なあじゃいかんという。そういうこともしっかりと事業プランを作成する中で、自ずと相談する案件なわけだから。そういう風なことをね、要するに今後また多くのIターンが来る。要するにしっかりしたプランを立てて、指導する立場にあるわけだから、あれが分かりません、これが分かりませんじゃいけんよ。

特に今回なんかは、街中で住民の皆さんが努力して今まで培ってきたそこの中に入って、やるわけやから。やっぱり近隣にもちゃんとあいさつしたり、そういうことをさせないかん。

そこら辺のこと最後にお聞きしたいけど、不安定な営業をやっとるいうあれがあるわけやけど。それはどういう事情で、そういう不安定な営業に繋がるわけ。開店してすぐ休みがあったじゃないの。そうでしょう。ビラ見てないの？

○番外（　商工観光課長　鳥　井　　登　）

4日の日に開業して、その日私も昼休みに行った時にはやっておりまして、翌日私船で島前に土曜日行きましたんで、その時も店はやっておったと思っております。ただ、昨日あたりの動きはちょっと把握しておりませんですが、今、おっしゃられたように初めての創業でご

ざいますので、経営指導員とも巡回という形ですけれども、巡回訪問を通じて、経営のやり方、状況を把握して当初の事業計画と比較して、大きな差異が生じた場合はすぐ課題抽出して、改善策を共に協議して事業が継続されるように我々、商工会と寄り添いながらですね支援していくという考え方で対応しているところでございます。

○１０番（　平　田　文　夫　）

これで終わるけどね、それはビラでちゃんと貼っとったわけよ。開業してすぐ休業って書いてあるわけやから、だからそういうことも不信感をかうわけやから。だからそこら辺のことを今後やっぱり注意して。

ちゃんと店に貼って、それで風がきつかったから飛んどったけど、一応店には貼り出してあったわけだ。だからそこら辺のことをちゃんと確認して、やっぱり指導することは指導するということをちゃんとやらんと、これからは。

終わります。

○議長（　米　澤　壽　重　）

以上で、平田 文夫 議員の「質疑」を終わります。

次に16番：福田　晃 議員

○１６番（　福　田　　晃　）

私は、未だに五箇診療所の医師が確保できてない中での、来年度の当初予算について、ちょっとお訪ねしたいと思います。

平成31年度当初予算で、五箇診療所医師が10月で不在となることを勘案し上程した予算より、未だに確保できていないのに交渉旅費は同額、視察旅費はわずかですが減額した根拠はどうなっていますか。

○番外（　保健課長　平　田　芳　春　）

ご質問にお答えします。

医師招へいにつきましては、島根県医療政策課と密接に連携をして取り組んでいるところでございますけれども、医師の現地視察に係る旅費につきましては、県の赤ひげバンクの制度より支援を受けられますことから、近年はそれを利用させていただいております。今後も引き続き赤ひげバンクと連携をし、支援を受けながら積極的に取り組んでまいりたいと考えており、今までの支出実績等も考慮した上で、予算計上したところでございますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○１６番（　福　田　　晃　）

予算ばっかりで、医師が確保できるとは私も思いませんが、医師を確保するということは、私、丁度合併した時から平成17年から21年は副議長、議長させていただいた時には、隠岐病院の産婦人科医師不在となり、また、都万診療所の医師が2名いたのが最終的にはゼロになる。議会としては、執行部も一緒ですが、危機感を感じて特別委員会も作って、医師を本当に探しに行ったこともあります。なかなか簡単には見つからないことは重々承知しながら、もうちょっと聞きたいと思いますが、平成30年の9月議会に総務教育民生常任委員長の報告では、医師募集の雑誌ですか、広告掲載料で22万4,300円その位出して、広告を出して求めると言った時に委員会からは、もっと積極的にやらないと医師は確保できない。来年の4月には都万診療所の医師が10月には五箇もいなくなる予定だからと厳しい指摘を受けながら、それでやっていました。

令和元年、去年の9月議会でも色々厳しい指摘があった中でも、医療連携体制検討会を設置して医師を探しますと。何でもかんでも設置するのはいいんですけど、本当にこの予算を見た時に分からない人は、これほど探して、まあ五箇の人が多いと思いますけど、いないのに何で前年の当初と同じ予算で、もうちょっと倍額でもして真剣に探すような考え方をしなきゃ駄目じゃないかという意見が出ると思いますが、もうちょっと訴え方というか、どこまで行っても探して来ようかという姿勢が見えないですか。その辺はどう考えておられますか。

○番外（　保健課長　平　田　芳　春　）

議員のおっしゃるとおり結果が出ておりませんので、ただ今のご意見は真摯に受け止めたいと思っております。ただ、今までの反省点といたしまして、人的ネットワークと言いますか、町独自のネットワークというのを作るのがちょっと疎かになっていたのではないかと、県に頼る部分が非常に大きかったと反省点としてあります。そこで、昨年、隠岐の島町出身の医師の方、県内で勤務されている方ですけど、そちらに伺いまして、相談をした。そういったこともございますし、そういったことで隠岐の島町にゆかりのあると言いますか、関係者の方のところに出掛けて行って、お願いをするそういったことも必要かなと思っております。

広告を出すことも非常に効果的でありまして、都万の先生もその広告を見て問い合わせをいただいて招へいに至ったということもございます。これだけというのではなくて、色々な方法を考えて取り組んでまいりたいと思っております。

○１６番（　福　田　　晃　）

一生懸命頑張っているのは分かりますけど、一点、今の広告で都万の先生もそれを見て来

られたいうことですけど、前に本当にいなかった時には、私も昨日隠岐の島の広報見たです。前にいなかったときには確かあれにも載せて、友人、知人で先生がおられましたら町の方にもまた連絡をくださいというような広告も出して、昨日ちょっと見たら全然町は他のことは載ってるけど、医師がいないいう広告いうか、お知らせ便でも出てないです。もうちょっと真剣にやらないと本当にこのままだと五箇の人は怒りますよ。もうちょっと真剣に。

これ以上言うと一般質問になりますので、これで止めますけど、予算は倍にしてでも探しますいうような町の姿勢を見せて欲しかった当初予算だと思っております。

終わります。

○番外（　保健課長　平　田　芳　春　）

ただ今のご意見を受けまして、精一杯努力をしてまいったつもりですけど、今まで以上に努力をして医師招へいに繋げてまいりたいと思います。

○議長（　米　澤　壽　重　）

以上で、福田　晃 議員の「質疑」を終わります。

次に2番：村上 謙武 議員

○２番（　村　上　謙　武　）

それでは、議第41号で出されております汚水処理共同整備事業に関する建設工事委託変更協定の締結に関して三点ほどお聞きします。

今回、委託協定期間が1年延長ということで上程されておりますが、それに関する資料8の説明資料をちょっと見たら、最終工程の外構工事がこれは令和3年度の第1四半期で終了する完工という風に理解できるんですけど、であるのになぜこの委託協定期間は1年延長になっているのか。つまり工事の完工と一緒に合せれば令和3年の6月下旬をもって協定の期間も終了という風に私は感じているんですけど、工事完工の時期と協定期間が一致していないので、その辺のところはどういう理由があるのかというのが一点目ですね。

それから二点目ですが、昨年のこの3月の定例会でこの工事については1年間の協定期間が延長されて、その時は協定金額も3億3,800万円これ増額になってるんですよね。今回も1年間協定延長なんですけど、委託金額には変更がないということで、このあたり委託金額も幾分か増額するのが普通ではないかなという風に思っております。この辺の理由もお聞かせください。

それから三点目ですが、当初の工事委託協定では、32年の3月31日、今年の3月31日が完了日となっておりましたけど、1年延長して更に1年延長すると期間が2年延長することになるん

ですけど、こういったことで汚泥処理場の工事の完了が2年延びるという風に考えるとですね、現行の汚泥処理関係の事業に何らかの影響が出るんではないかなとその辺のところも聞かせてください。

○番外（　上下水道課長　河　北　尚　夫　）

先程の質問でございますが、確かに資料8の237ページをご覧いただくと、議員がおっしゃられるように第1四半期で終わるようになっております。これはですね基本協定というものは、下水道事業団と私どもの町と予定事業費、それから完成年度、その他の施工に関する基本的な事項を協定しておくというものでございまして、私個人的にも、何で次の年の3月31日なのという風なことを感じておりましたけれども、下水道事業団の方は完成年度ですからそういった基本協定となりますという返事がございました。で、実際には最終年度につきましては、令和3年の第1四半期で工事が完了しますと、それに伴って最終的な精算を行った上で、引き渡しを受けるようになりますので、あくまでも完成年度ということの1年延長でございます。

それから二点目でございますが、協定期間延長による委託金額の増額はないのかというお話でございます。今現在、建築工事の方は入札不調がございましたので、契約金額が決まっておりませんが、電気設備、機械設備においては契約の方が完了しております。これについては、予定事業費の範囲内であるということでございます。

建築工事にしましても、今現在、明日開札の予定でございますが、これについては、見積活用方式というものを採用してございます。試行しておりまして、これにつきましては、一般的な施工単価と実際の実勢単価に乖離がある場合には、あらかじめ見積書を提出し、事業団が妥当であると認めた場合には、それを予定価格に反映する。もし、その単価が高ければ、予定価格もその分上がるといった方式を採用しております。

今回2月末において、その見積提出期間は終了しておりまして、事業団の方からは事業費を超えるような状況であるというお話は現在のところ伺っておりませんので、予定事業費の範囲内であるとうちの方では判断しております。ただし、事業団の方は契約が終わるまでは、うちの方にも金額的なものが一切開示がございませんので。ただし、事業費が足らないということでございますれば、うちの方に何らかの連絡があるのではないかと思っております。

ただ、二点ほど不確定要素がございます。今現在、地下水槽の工事を行っておりますが、仮設の矢板が地盤改良していることによって、まれに抜けないことがあるという部分と、現在の新型コロナウイルスの影響で資材が入りにくくなっているという、その二点については、ちょっと不確定な要素がございますので、今後変更があり得るかと思っております。

それから、施設整備の遅れによる汚水処理に他に及ぼす影響はということでございますが、元々が、し尿処理場が老朽化しているということもあって、今後どうするかということから始まったミックス事業でございます。2年遅れることによって、し尿処理場はその分老朽化も進んでおりますが、現状では特に問題ないというか何とかそこまでは大丈夫であろうということで聞いております。

それから、元々ミックス事業につきましても、完成したらすぐ100％の能力が発揮できるものではございませんので、引き渡しを受けた後、1年間は並行稼働しながら、運転方法の確立というものをしていく予定としておりまして、その間し尿処理場が何とか耐用できればという風に思っております。

以上です。

○2番（ 村 上 謙 武 ）

ただ今、説明をしていただいたのですが、色々理由はあるみたいなんですけど、一般的に考えてこの図面を見る限り、そんなに大規模な施設じゃないんですね。この施設を造るのに結果的に12億6,000万円くらいの工事費が掛かってですね、それで協定期間が1年延びて、2年遅れたという、内容については詳しいことは分からないのですが、表面的に見ればそういうことになるんですよね。

普通こういった大切な施設の工期が伸びて完成がずれ込むということになると、何かやっぱり影響が出てくるんじゃないかなという、一般的にそう思うのは当たり前だと思うんですけど、さほどそんなに差し迫った影響はないというような感じなんですけど、その辺のところ、民間企業では、この工期に間に合わないような工事をやるということは、非常にその業者にとっては信頼度を落とすようなことなんですよ。工期を守るというのは、非常に大事なことじゃないかなという風に私はそういう風に理解してるんですけど。

町のこういった発注工事に関しては、工期が本当に延び延びになるというケースがあるんで、その辺のところでもう少し綿密な計画の基にきちんと工期を守ったこういった工事がなされるようにですね。町民の目から見ればそういう風に感じるところです。

じゃあ、次の質問に行きますけど、木質ペレット製造施設の管理営業事業これについて、これも三点ほど質問いたします。

新年度の予算を見ますと、事業費において歳入項目のところにペレット販売収入額が484万円となってます。これを見ると昨年度と同額なんですよね。で、そう考えた時に今年の5月末に役場の新庁舎が完成します。ペレットのボイラーの施設がありますので、当然完成す

ればですね、これを使用して冷房暖房する。当然、ペレットの消費もかなりあるんじゃないかなという風に思ってますけど、まあ金額は分かるんですけど、新年度のペレットの製造予定は何ｔになっているかということですね。

それから、新庁舎に設置するペレットボイラー、これ年間何トンくらいペレットを使用するペレットボイラーなのかそれもお聞きします。

三点目ですけど、新年度、公共施設に展示用のペレットストーブを設置するための購入予算が計上されています。今年度も確かありました。こういうことで、ペレットストーブの普及を図っているんですけど、民間へのペレットストーブの普及状況はどうかと、去年、今年あたりで何台くらい民間にこういった木質ペレットを使うストーブが普及したのか。

三点お願いします。

○番外（　農林水産課長　藤　川　芳　人　）

はい、ただ今の質問にお答えします。

まず一点目、令和2年度の木質ペレット予定生産量についてでございますが、年間生産量は120ｔと計画をしております。

二点目の役場新庁舎のペレットの使用量でございますが、総務課で試算した結果ですと、44ｔを試算しております。

三点目の令和元年度のペレットストーブの民間への普及ということでございますが、令和元年度民間のペレットストーブ設置数は、個人のお宅に2台、それと九州大学の研究用農業ビニールハウスに1台設置しております。

以上でございます。

○２番（　村　上　謙　武　）

再質問になりますけど、役場新庁舎で年間で44ｔ使用するペレットボイラーであるということであれば、この役場新庁舎で使う分は当然今年度、昨年度より増やして予算の計画を立ててですね、予算計上するのが私は普通じゃないかなという風に思っていますけど。なぜ昨年度と同じ売上金額で計上されたのかその辺をお聞きします。

○番外（　農林水産課長　藤　川　芳　人　）

ペレットの使用トン数が、新庁舎で44ｔ使うのに販売収入額が特に変わっていないということですが、本年度、令和元年度の木質ペレットの消費量が、当初見ていた消費量よりも暖冬の影響もあり、相当減っております。その結果、3月末の時点でペレット工場の方に30ｔの在庫を抱える見込みでございます。それで、令和2年度の生産量が120ｔということで試算し

ております。

○２番（　村　上　謙　武　）

今年度、暖冬で需要が減ったので在庫30ｔあるから昨年度と同じ販売収入額で計上したということ、はい、分かりました。

次期総合振興計画の中にやはりこのペレットの製造施設に関する計画が出ておりまして、2024年度、今年も含めて5年後ですね。年間の生産量1,800ｔで目標値で出しておりますけど、今のような状況で、この1,800ｔという目標値をどういったことで、この次期総合振興計画の中に目標値として掲げたのかその辺の状況を教えていただきたいと思います。

○番外（　農林水産課長　藤　川　芳　人　）

ペレットの生産量は、将来的には1,800ｔということで計画されております。今の時点では、詳細まではお伝えできませんけれども、大手の本土の民間企業のゼネコンが隠岐の島町で発電事業を展開するとの、具体案を先週のところで来町されて示されました。新年度早々に着手に向けた動きが活発になると考えておりまして、関係団体による協定等の締結も行われる予定であります。順調に行けば令和3年度に発電事業が稼働する予定であり、1基の年間のペレットの消費量は800ｔです。2か所やりたいという計画を持っておられますので、それだけで1,600ｔの消費になります。ということで、将来的に1,800ｔという見込みはしておりますが、そこら辺はクリアができるんじゃないかという風に今のところ考えております。

以上でございます。

○２番（　村　上　謙　武　）

終わります。

○議長（　米　澤　壽　重　）

以上で、村上 謙武 議員の「質疑」を終わります。

ただ今から、10時35分まで休憩といたします。

（　本会議休憩宣告　　１０時２２分　）

○議長（　米　澤　壽　重　）

それでは、本会議を再開します。

（　本会議再開宣告　　１０時３５分　）

引き続き総括質疑を行います。

9番：前田 芳樹 議員

○９番（　前　田　芳　樹　）

それでは確認のためにお伺いします。

まず、予算説明資料の28ページ、「会計年度任用職員福利厚生費」社保120名／公災・保険3,805万1,000円についてです。

社会保険料事業主負担分と本人負担分の一人平均実額、実態をもう少し具体的に説明をしていただけませんか。単純に割れば年金、健保、公務災害補償保険等、全て合算して一人平均月額2万6,424円となりますけれども、この辺りと120名の捉え方はどうなっているのでしょうかという点についてお伺いします。

○番外（　総務課長　野　津　浩　一　）

本日お配りしております、全協の資料3ページに新年度の当初予算の要求時点での会計年度任用職員の配置予定一覧を載せております。この後、予算要求の後に色んな事情ありまして、4月1日時点ではこれと同じ状況ということにならない部分もありますが、予算要求時点のものとお含みおきいただきたいと思います。

会計年度任用職員の社会保険料の負担額はということでございました。これは県の方で定められた金額で積算しておりますが、一般事務の会計年度任用職員の平均月額約15万円になります。これを定められている率で言いますと、40歳以上介護保険料を含めた率になりますが 11.86%の負担になります。これを事業者と本人で折半するということで、金額は 8,895円と積算しております。また、年金につきましては18.3%となりますので、その半額を、半分を13,725円を本人が払うというのが社会保険料の考え方でございます。

○９番（　前　田　芳　樹　）

配置先一覧表は提示してあるということで分かりました。この地方公務員共済と厚生年金が統一される前のかつての地方公務員共済では 2%上積み保険料を自治体が負担していたことがありましたけど、これはもう無くなっていますか。つまり、厚生年金保険料の負担額では一般職と一年被雇用者との差異はもう無くなっているのでしょうか。その点、教えてくださいませんか。

○番外（　総務課長　野　津　浩　一　）

一般職が市町村共済でございます。会計年度任用職員は社会保険ということでの差異は当然あると思っております。

○９番（　前　田　芳　樹　）

依然としてあることが、分かりました。

この120人は職員配置表には、もれなく表示されているのでしょうか。

○番外（　総務課長　野　津　浩　一　）

先ほども申し上げましたとおり、これは昨年末の予算要求時点で必要と思われる所を網羅した根拠であり、その後、退職と色んな事情で4月1日時点では当然変わる状況はございます。

○９番（　前　田　芳　樹　）

次です。120人もの1年雇用の職員が居なければ、業務が完遂できないのであろうと思われますけども、この小間切れ雇用が増加傾向になっていませんか。確か、以前に聞いた時には臨時職員の総数は70人と聞いていましたけど、これが増加があるとすれば、その要因はどんなところがあるのでしょうか。

○番外（　総務課長　野　津　浩　一　）

以前と比べて増加しているかと言われれば、増加はしていないと考えています。この表を見ていただくと分かるとおり、一般事務的な会計年度任用職員は約20名でございます。あと施設を運営するために、例えば保育所の代替職員でありますとか、保育所という所は必ず正規職員で埋めずに子どもの増減に応じて配置をするということで会計年度任用職員を充てますので、全体的に数としては変わっておりませんが、例えば指定管理を行なっていた施設が指定管理者がいなくて、役場の直営ということで臨時職員で対応している部分等は増える要因ではありますが、全体では大きく変わっていないと考えております。

○９番（　前　田　芳　樹　）

後で配置表をよく見てみます。

次です、予算説明資料6の106ページ、中央公民館管理運営事務人件費、職員給与一般職7名5,732万8,000円についてです。

単純平均一人当たり819万円になりますが、たまたまの人的構成によるものなのか、何か特異な要因があったのか、説明をしてください。

○番外（　総務課長　野　津　浩　一　）

人件費に係わる部分ですので、私の方から説明をいたします。

中央公民館の方で計上しております7名の職員でございますが、7名の内、館長からあと係長級が4名、全部で5名が役職が付く職場でございますので、必然的に年齢も高くなりますので、こういったことでと考えています。

○９番（　前　田　芳　樹　）

分かりましたが、厳密に集計して見たわけではありませんが、ざっと見たところでは、一

般職総平均が一人当たり740万円ないしは750万円くらいのところにあろうかと思いますけど、この部署が突出した人件費が掛かるような状態になるということは、これは必要性があってそうなっているとは思いますけども、高いか安いかという論議はちょっと置いていても、その辺の突出した要因はこの課長、係長4人、ここら辺が集中したからということですね。

○番外（　総務課長　野　津　浩　一　）

そのとおりです。

○９番（　前　田　芳　樹　）

終わります。

○議長（　米　澤　壽　重　）

以上で、前田 芳樹 議員の「質疑」を終わります。

次に、7番：池田 賢治 議員

○７番（　池　田　賢　治　）

通告しております内容について、質疑をしたいと思います。

一点目の予算説明時には、輸送費に対する補助金等の説明でありましたが、解体費が含まれているのかどうかということと、廃棄量20ｔと一回当たり上限20万円との整合性はどうなっているのか、当初予算の説明資料6と負担金・補助金・助成金調べの7と要綱との関連性が、整合性が分からないものですので、その点について説明をお願いしたいと思います。

○番外（　農林水産課長　藤　川　芳　人　）

補助金には輸送費に対する支援との説明であったが、解体費は含まれるかという部分についてでございますが、補助金には裁断、積込み、処分場までの輸送費を支援するものでございます。

もう一点の年間廃棄量20ｔと上限20万円との整合性についてでございますが、廃棄量20ｔは廃棄するFRP船の重量ではなく漁船の容積、トン数を示すものでございます。合計20ｔ分の廃船処分支援費を計上しております。上限20万円についてでございますが、トン当たりの処分輸送費にかかる平均単価が本日資料を添付させていただいておりますが、2 件の事業者から出た処分費の平均単価が13万8,820円でございます。補助金は2分の1でありますので6万9,410円となります。3ｔ級の漁船を処分する場合、補助金は20万8,230円となり20万円の上限を超えることになります。以上でございます。

○７番（　池　田　賢　治　）

負担金・補助金の資料の中に、19ページになりますが、交付先の事業の概要説明で事業費

が予算額で277万8,000円、この内の町の補助金が2分の1、自己負担2分の1で、今回138万9,000円ですか予算を計上していますが、この事業費と今日出た資料の単価とどういう積算での事業費が、277万8,000円と事業費になっている。これは要望を出された事業団体から出た数字なのか、町の方が調べて事業費を年間277万8,000円と積算したのか。その関連はどうなりますでしょうか。

○番外（　農林水産課長　藤　川　芳　人　）

この事業費については、おそらく初年度でございますのでどのような処分隻数になるのか、ちょっと予想できませんでしたので、廃棄する船の総トン数が20ｔと見込んで計上してございます。

○7番（　池　田　賢　治　）

数字的に内容がよく掴めませんけど、時間がないので後で詳細を聞きたいと思います。

三点目に予算額以上の交付申請件数がでた場合、その対応と優先順位はどういう風に決定されるわけですか。

○番外（　農林水産課長　藤　川　芳　人　）

予算額以上に交付申請があった場合でございますが、その時は財政課や地域振興課との事業計画の変更協議、あるいは補正協議により対応することになると思われます。

優先順位等については、特に配慮する予定はございません。申請された順位でそれぞれ対応させていただくと考えております。

○7番（　池　田　賢　治　）

ちょっと聞こえが悪かったですが、優先順位はどうされると言われましたか。

○番外（　農林水産課長　藤　川　芳　人　）

優先順位については、特に配慮する予定はございません。申請の順位で対応をさせていただきたいと考えております。

○7番（　池　田　賢　治　）

三点目の質問で私が聞きたかったのは、例えば八尾川沿いの天神橋から愛の橋、愛の橋から八尾川橋の間の所に老朽化した使えない船が何隻あるか把握しておられますか。

○番外（　農林水産課長　藤　川　芳　人　）

漁業関係者からのご要望も出ておりますが、全体で約200隻と、町内で廃船をしなければならない隻数は200隻で、議員が書かれているように西郷港内で約150隻という数字だと思っております。

○7番（　池　田　賢　治　）

今言った八尾川沿いの橋の間に、私が調べた中では10ｔの船が１隻、５ｔの船が２隻、３ｔが１隻、２ｔが１隻、エンジン付き船外機が４隻、天神橋と愛の橋にあります。八尾川橋と愛の橋の間に５ｔが１隻、３ｔが１隻の２隻、全体で11隻の廃船があるわけですが、新年度に愛の橋のボーリングが始まります。そうすると、ここに停泊している廃船を移動しなければいけない。廃船しなければいけない。そうすると稼働している船は、どうしても愛の橋近辺から移動しなければいけないということがありますが、そうするとこの11隻が今回、廃船の申請を出した場合に、愛の橋との関連をしてどう優先するかということが聞きたかったのです。その辺を把握しておられるのかなと思ったのですが、その辺の考えはどうでしょうか

○番外（　建設課長　田　中　文　男　）

新年度、愛の橋の詳細設計をするということで予算説明をさせていただきました。現在、建設課の方で天神橋から八尾川橋までの船舶調査を行なっております。愛の橋の入替えに伴って船舶の移動がどうしても必要になってきます。JFと隠岐支庁水産局もですが、話をさせていただいてその辺の船をどう移動するかというのは、今協議をしているところです。

廃船の船舶につきましては、また農林水産課と協議をしながら申請者が出てくれば廃船して行こうと思いますし、廃船することによってまたそこにスペースが出てくると思いますので、その辺はまた協議させていただきたいと思います。

○7番（　池　田　賢　治　）

愛の橋の近辺の廃船の、調べた中の愛の橋と天神橋の間に９隻の船が係船しているわけですが、ボーリングに併せてその廃船する費用は９隻の船がみんな補助申請をした場合に、あげている130万円の予算で、全部で20ｔ近くになるわけですが十分予算上、間に合うという考えですかね。オーバーした時にはどう対応されますか。

○番外（　農林水産課長　藤　川　芳　人　）

愛の橋等々の地区のことに特化して予算を組んだわけではございません。申し訳ありません。予算を超過する申請があった場合は、先ほども申しましたように地域振興課、財政課と事業計画の変更、補正協議等をさせていただいて、補正で対応させていただきたいと考えております。

○7番（　池　田　賢　治　）

分かりました。

次に四点目の、補助金交付要綱が資料で出ておりましたけど、これの周知は団体にするの

か個人にするのか、その辺の所有者というか未利用の漁船者に対する周知の方法と、窓口はJFがするのか、個人がするのか。また、イカ釣りの代表者にしていただくのか、カナギの代表者か一本釣りの代表者にするのか、まき網船団の代表者にするのか、その辺の考えをお聞きしたいのですが。

○番外（　農林水産課長　藤　川　芳　人　）

今回の廃船処分に関する「要綱改正」の周知につきましては、JFしまねにもご協力をいただき、漁業者の方に周知していただく他、広報、ホームページでも周知いたします。

申請の窓口につきましては、あくまでも個人所有の船でございますので個人が農林水産課へ申請していただくということになります。

○7番（　池　田　賢　治　）

今言われた周知の方法ですが、船が廃船になっている根拠は高齢化して後継ぎもいないということで、船がそのままになり老朽化しているという現状なわけですので、そういう方がまずネットで見る手段がないと思いますけれども。そうすると、隠岐の島町全体の対象者の方にはもっと周知できるような方法を考えるべきではないかなという風に思いますが、その辺はどうでしょうかね。

○番外（　農林水産課長　藤　川　芳　人　）

広報、おしらせ便等でも周知いたしますが、JFしまねの各支所が町内にも支所がございますので、JFしまねの職員の方にご協力をいただきながら周知に努めてまいりたいと考えております。

○7番（　池　田　賢　治　）

最後に五点目に、放置の廃船が隠岐の島町管内で約200隻です。この中で西郷港内が150隻、その他の港で50隻という数字が出ているのですが、今後、地域振興計画の中で令和7年度末までに廃船をゼロにするという計画が出ているが、そうすると単純に200隻を割っていくと年間に33隻の船を廃船していかないと、月でいうと3隻です。この辺の残り後6年間をどういう風なかたちで年次計画をもって200隻の船を処理していくのか、予算上はそれに対してどうするのか、というところはどういう考えをもっているのか。

○番外（　農林水産課長　藤　川　芳　人　）

約200隻の対象となる漁船の廃棄処分にかかる年次計画等についてでございますが、そもそも漁船が個人の財産であることや、処分には少なからず費用を伴うことを踏まえ、所有者の考えで実施されるべきと考えております。したがって、年次計画的のことは考えておりま

せんが、令和２年度、新年度の処分の状況によっては「年度別事業計画」を変更しながら、予算確保に努めてまいりたいとこのように考えております。

○７番（　池　田　賢　治　）

今の答弁で分かりましたので、終わります。

○議長（　米　澤　壽　重　）

以上で、池田 賢治 議員の「質疑」を終わります。

次に、6番：西尾 幸太郎 議員

○６番（　西　尾　幸 太 郎　）

では、早速質問させていただきたいと思います。

資料6の38ページ､光ファイバー通信施設管理運営事業の施設維持管理費についてなんですけど、本町が光を整備してから、おおよそ間もなく10年になるのかと思います。で、今都市部の方では、今年から5Gや、次世代光通信の実験なんかも始まってきてて、果たしてうちの光ファイバーの施設でそういった物が対応できるかどうかというのは心配しているところなんですけど、設備の状況とそういったものも関連して説明をお願いします。

○番外（　総務課長　野　津　浩　一　）

光ファイバーを設置しまして、令和2年度で10年を迎えます。この間、NTT西日本と設備補修業務委託をしておりまして、不具合があったり断線等がある場合、業者の方が発見して、速やかに対応していただくということで、今のとこと大きな問題もなく10年を過ごさせていただいております。ですのでシステム的には、うまく運用されていると考えております。

5G、次世代通信を総務省が進めているのは存じておりますが、このことについて町として何か方針を持って今取り組んでいるかというとそれはなくて、今後の推移を見守りながら民間業者がそういったことに取り組んで行くことには何らかの支援は必要かと思いますが、今のところ町として特に考えてはいない現状でございます。

○６番（　西　尾　幸 太 郎　）

その本町の光ファイバーのインフラを民間事業者に払い下げて、諸々運営とか整備も含めて民間に譲渡しているのであれば、民間の意向という話にもなるんですが、これ光ファイバー、町の持ち物ですよね。本町が、主導的にそこの辺は動かないと今すぐにっていう話ではないですけど、教育委員会が補正で「GIGAスクール構想」何かで学校にそういった通信網の整備をしたりですね、これ医療とか福祉にも今後大きく係わってくるのかなという風にも思います。

各施設で、そういった物を整備しても大元のところがそういったものに対応していなければ、今後通信が十分じゃないという大きな問題が出てくるのかなとも思いますので、本来は町がきちんとそういったところを調査、研究して、もしインフラ整備的に必要であれば、その制度なんかを使って積極的にそういったことを行っていく必要があるんではないかと思うんですけれども、そこら辺りの考え方をちょっと聞かせてください。

○番外（　総務課長　野　津　浩　一　）

光ケーブル自体町が設置して、管理をお願いしているという状況ですので、本来であれば大きな役目を果たせば民間業者に譲渡して、またそうした次世代光通信の対応をしていただくということも一つの考え方だと思いますが、今の時点で申し上げますと、譲渡の話をNTT西日本と今の段階ではできる状態にはなっていないと思っています。ただ、10年という契約の節目を迎えますので、そういった考えは令和2年度では将来に向かった話をしていきたいと考えております。

○６番（　西　尾　幸 太 郎　）

しっかり検討していただきたいと思います。

次は、34ページふるさと納税事業の業務委託費なんですが、令和元年2月までの納税額と今年から業務委託してるんですけど、そちらについての効果、まあ一般質問でも一部答弁で中身があったと思うんですけど、その辺り業務委託してこういったところに効果があったという部分に関して、説明をお願いします。

○番外（　地域振興課長　佐 々 木　千　明　）

ただ今のご質問についてでございますけど、まず納税額につきましては資料の6ページに示させていただいているとおりでございまして、2月末現在で1,258万400円でございます。あと、業務委託に伴う効果については、この業務委託の実績、納税額の実績を見た場合はまだまだ、業務委託を完全移行したのが昨年の秋になって、まだ、わずかでございますので、まだまだ十分ではございませんで、今後委託業者と一緒になってたくさんの方が利用できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、納税額以外での効果はですね、やはり外部委託によって職員の事務の軽減が図られたといったことが効果になってまいると、そういった風になると考えておるところでございます。

○６番（　西　尾　幸 太 郎　）

効果としては職員の事務の軽減化が図られるという風にもおっしゃってるんですけど、業

務委託する際には民間のノウハウを活用して寄付をいただけるような環境を作っていくというところが主題目だったと思うんで、ちょっとそこを挙げられてもおかしな話かとも思いますし、実際移行期間があったので、多少効果が出にくいっていうのは分かるんですが、これ実際、業務委託費払って30年度よりも低い納税額っていうのは、職員が担当してやっていただいていた時の方が、町に対する寄付金の納入額に関してはその分あったのかなあと、逆に業務委託してそこの辺の収益、寄付金なので収益と言っては良くないんですけど、収益が下がってては業務委託にする意味がないのかなという風にも思います。

令和2年度に関しては、納税額を2,000万円に設定はしているんですけど、そういった業務委託費のことを考えれば、2,000万円っていう目標設定額っていうのは非常に低いんではないのかとも思うんですが、その2,000万円の根拠を説明お願いします。

○番外（　地域振興課長　佐 々 木　千　明　）

2,000万円の根拠については、今年度一応2,000万円を目標に掲げておりましたので、それを達成できなかったということで、最低でも新年度においてはこの今年度達成できなかった2,000万円を必ず達成していこうということで、設定させていただいた次第でございます。

○６番（　西　尾　幸 太 郎　）

そもそも委託業者に移行するに当たって、そこの部分も加味して2,000万円という低い目標設定というのは、令和元年度に関しては納得していたんですけど、半年経って令和元年度と同じ目標額2,000万円っていうのは、余りにも低い金額なんじゃないかなあという風にも思うんですが、令和2年度の目標額をクリアするために委託業者に対してどういった指導とか相談なんかをしていくつもりなのかその辺りを教えてください。

○番外（　地域振興課長　佐 々 木　千　明　）

新年度に向けて、委託業者とうちの担当者の方で協議が行われておりまして、まず、新年度に向けての取り組みといたしまして、寄付者へのダイレクトメールなどの実施、或いは、謝礼品取扱い事業者向けの説明会も早急に開催したいと思っております。後はガバメントクラウドファンディング、これを4月の契約更新の際にこういったクラウドファンディングの活用もできるように契約の変更をさせていただきたいと、こういった取り組みの中で納税額の方も上げてまいりたいという風に考えております。

○６番（　西　尾　幸 太 郎　）

県内とは言わずに隠岐圏内の島前の町村の方にも、効果を出しているところはたくさんありますので、そういった所をきちんと調査研究してまずは真似るところから始めてもいいの

かと思いますので、そういった取り組みをしっかりやっていただきたいと思います。

続きまして、58ページ感染症予防事業の風しん追加的対策に関して、抗体検査の補助対象者の令和元年の受診率について説明をお願いします。

○番外（　保健課長　平　田　芳　春　）

ただ今の風しん追加的対策の質問にお答えいたします。

資料の方を付けております。資料7ページの方をご覧いただきたいと思います。

風しん追加的対策の隠岐の島町における対象者は全体で1,280名でございまして、その内事業の初年度であります令和元年度は、614名の方に検査が無料となるクーポン券を送付いたしましたところ、1月末現在でクーポン券を利用して抗体検査を受けられた方は131名おられました。これは、クーポン券を送付した方の21.3%、対象者全体の10.2%となっております。

○６番（　西　尾　幸 太 郎　）

この対象者は、私も対象者なんですけど、働き盛りの会社勤めしていたら平日なんで、受診に行こうと思ってもなかなか時間が取れないという人たちが対象ではあるんですが、そういった方々が検査に行けるような、本来は商工会等を通じて各企業などに協力を得る必要があったのではないかと思うんですけど、その辺りの取り組み状況について説明をお願いします。

○番外（　保健課長　平　田　芳　春　）

この検査ができる所は、個人で病院に行かれる方もおられると思いますが、事業所検診の中でも実施ができるということで事業所にはご案内をしております。ですので、事業所検診で積極的に受けてくださいとご案内はしたところでございます。

○６番（　西　尾　幸 太 郎　）

この風しんに関しては、自分が罹って何か大きな問題があるというよりは、妊婦の方にもし感染した場合はお腹の赤ちゃんに障がいが出たりして、その障がいを一生抱えていくという大きな問題に繋がるというところで、この風しん抗体検査の補助とかが基本的に国の方が実施しているということなので、事業所などにお願いしているという話なんですけど、受診率が上がっていない以上は令和2年度に関しては、もっともっと積極的にやるべきかと思うんですが、その辺り令和2年度に関して受診率を上げていく方法をどう考えているのかちょっと教えてください。

○番外（　保健課長　平　田　芳　春　）

事業所検診の前に町が出かけていきまして、説明会をいたします。その場所でも是非とい

うことで強く訴えていきたいと思いますし、また、町の広報等でも呼び掛けて、積極的に呼び掛けてまいりたいと思います。

○6番（　西　尾　幸 太 郎　）

本年度と同じやり方をしても、余り効果は上がらないかと思いますので、やり方に関しては更に工夫をしていただいて、受診率が上がるように行動していただきたいと思います。

次に105ページ、ジオパーク推進事業の今回ジオの施設が建設されて、その運営に関しては、教育委員会の社会教育課の方で計上されているんですが、これまでジオの施設建設に関しては商工観光課で計上して、あの施設の入る団体も町の観光協会であったり、ジオパーク推進協議会も入るんですが、「隠岐自然館」何かもこれまでは商工観光課の方で費用計上していたと思います。

今回、教育委員会の社会教育課の方で施設の運営費を計上するに当たって、社会教育における施設の意味合いとか、今後どのようにしていくのかというところをお聞かせください。

○番外（　社会教育課長　吉　田　　隆　）

ご質問にお答えいたします。

ジオパーク推進事業につきましては皆さんご存知のとおりですが、島根県と隠岐4か町村で共同して活動を展開しているところでございます。その活動の最も土台となるのが、教育という風に考えておりまして、子どもたちの「ふるさと教育」をはじめとして、一般住民を対象にした各地区分館の中で幅広くジオパークを学んでいこうということで、ふるさとの良さを知るということを大切にしています。

またもう一方で国立公園事業と併せまして、貴重な自然景観や動植物保全ということの活動も展開しています。更に、世界が認めたこの資源を貴重な観光資源といたしまして、観光産業を基軸に地域経済の発展に寄与しようという活動も展開しています。

したがいまして、教育については教育委員会社会教育課、環境保全については環境課、そして観光については商工観光課が役割分担しようということで現在に至っております。

その中で本町の事務分掌では、ジオパークの総括というのを社会教育課が受け持つということになっておりますので、予算も教育費で計上させていただいているということになっています。しかし、今建設中でありますジオパーク中核・拠点施設につきましては、今現在、商工観光課の方で受け持ち、建設事業を行っております。この設置目的でございますが、先ほど言った教育、環境保全、観光振興、こういう目的がある中でも、観光振興を主眼に置いていこうという施設でございます。ですので、建設位置も西郷港に置きました。これも来場

者に対する受け入れを重視しようというものでございます。

今回、ご指摘をいただきましたが、施設の設置目的とか今後の展開、これをどうあるべきかということを再度、庁内各部署で協議をしまして、どこが受け持つことがベターなのかということを協議してまいります。そのことを議会の皆さん方にもご報告をしたいと思っております。

○6番（　西　尾　幸 太 郎　）

今後、施設の管理も含めてどのようにしていくかという議論をしていくということなんですけど、一つ大きな施設が建って、今後検討していくということなんで、一度ジオの事業に関しても若干ちぐはぐな部分があったんじゃないかと、今回の予算計上先も含めてあったんじゃないかと思いますので、その辺りは一度戦略的にその施設をどう活用していくかも含めて、町全体の活動を本町でどのようにしていくべきなのかというのは検討するタイミングなのかとも思うんですが、その辺りの考えを聞かせてもらっていいですか。

○番外（　社会教育課長　吉　田　　隆　）

この施設につきましては、先ほど申し上げたとおり観光を基軸にして、今後来場者を含め、しっかり地域振興に結び付けようというのが大きな目標でございます。その中で、ジオパーク推進協議会も法人化を今目指しておりまして、この春には誕生する予定となっております。更に先ほど言った教育等はもちろんがんばりますが、観光振興の面がまだまだ弱いということがありますので、そこをしっかり伸ばしていきたい。その点で、この庁内での役割分担も明確にしてまいりたいと考えております。

○6番（　西　尾　幸 太 郎　）

しっかりと議論して、早い段階で議会の方にもきちんと説明していただきたと思います。

以上で、終わります。

○議長（　米　澤　壽　重　）

以上で、西尾 幸太郎 議員の「質疑」を終わります。

最後に、8番：安部大助 議員

○8番（　安　部　大　助　）

それでは質疑をさせていただきます。

まず最初に、議第12号「隠岐の島町長、副町長及び教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。説明の中で度重なる不祥事に対して、管理、監督責任を負うため町長20％カット、副町長10％カットを1か月されるという説明を受けました。正直、

私自身、この条例の必要性がないのではないかと思っております。その辺の疑問もありますので、その説明をお願いしたいと思います。

まずは、20%減、10%減を決定した経緯、そして議会に提案するために庁内でどのような議論がされたのか説明をお願いします。

○番外（　総務課長　野　津　浩　一　）

今回の改正内容につきましては、全員協議会で申し上げましたとおり、昨年度から続く事務の不手際、今回の不祥事等々、町長、副町長、責任を感じたので自らが申し出て、カットの額も自らの申し出により決定しております。

庁内でどのような協議という事ですが、これはあくまで自らの意向ですので議論はしてはおりません。

○８番（　安　部　大　助　）

分かりました。

今回、責任を感じられて出されたということですが、やはりそこには町長としての、しないといけない責務というのがあると思います。不祥事が出た場合に町長がしなければいけない責務、私的にはこれは 3 つあると思いまして、1 つ目が不祥事を起こした職員、直属の上司に対して処分を科す、これはしっかりと町長責任のもと行われるべきだと思います。そして更には説明責任をすること、そして 3 つ目は再発防止に努めることだと思っております。そう考えると、今、不祥事が何回か起こっている中で、しっかりと職員、そして直属の上司に対して処分を科しています、そして説明責任に関しては議会に対してもきちんと説明をして、懲戒処分に関してはしっかりとメディアを呼んで公表してインターネットの方にも公表しております。

そして、私的にはさっき言ったやるべき事の 3 分の 2 は行っているなと思っております。最後は再発防止策だと、これに関しては平成 29 年度にコンプライアンスの行動指針とか再発防止のアクションプラン。それを出してからまた出てきてしまった事に対しては、しっかりと見直しをしていくべきだと思いますが。

そういった意味でも、町長の責務というのは 3 分の 2 は終えてしまって、その再発防止策をしっかり終えれば、私はしっかりとまっとうしたなと思っております。それでも、もし町長の中に「責任」が、あるいは住民に対する「信頼回復」というのをしっかりと示すのであれば、給与カットではなく、地域に出て集会毎にしっかりとその説明をして、ある意味「再発防止」に努めるという、そういった思いを伝えれば私は住民の信頼回復、そういったもの

に繋がると思います。

私は、給与カットをなぜやるのかなと正直疑問に思っておりますので、町長の責務、今回どういった考えがあって提出されたのか教えていただきたいと思います。

○番外（　町長　池　田　高 世 偉　）

議員のお考え十分伝わっておりますし、そういう考えも確かにあると思います。

今回、私の方から処分についてお願いしたのは、昨年の不祥事の時にもきちんと謝って、責務を果たすかどうかは別とし、報告もし、各課長に対しても再発防止についても再度、取り組みについてお願いと言うよりも指示をしたつもりです。もう実績、結果が伴ってないですから、それで十分みんなで共有してやっていけるという思いがあったわけですが、「つもり」という言葉はあまりよくありませんので訂正しますが、正直言って、私になってから2回目ですから、もうここで断ち切れるという思いで迎えたところ昨年12月、事務的な部分では正直ないですが個々の部分もある特殊な案件であったのですが時間内に行なわれていたということで監督責任があるということから、事務的不祥事、今回の案件と考える時、先ほど申し上げましたように「やった。やった。」と言っても、結果が伴ってない。そうすれば、自らを律する、そしてけじめを再度つけて行かなければ新たな道筋はできないという判断に至った結果、今回の減給という処分に至ったところです。

○8番（　安　部　大　助　）

町長の責任感の強さとか、そういった思いは私も感じています。

でも、今回の給与カットというのは議決を伴う内容です。そうなると、やはり給与をカットすることで、責任を出すということに対して危惧することが2つあると思うのです。

1 つは住民がどう思うかなと。今回の内容が住民からすると、それで今の言われた町長の誠意と責任感をしっかりと理解されるかどうかというと私は正直少ないのかなと思っております。正直、私の耳に入るのが、「任期まで20%やるとか、減にするとか。」そういったことも聞いております。結局、給与をものさしに付けるときりがないと、私は思っております。結局、住民からするとそれを提案した町長、それを議会に提案した行政に対して住民は行政不信になるのかなと思っております。

もう1つが、今回提案されて議会がそれを「表決」します。その内容によってはその内容を、言葉は悪いかも知れませんけど、「中途半端なことを議会も承認した」というようなかたちで議会不信、それが町全体の政治不信に繋がるかなと。その辺も考えて、今回提案されたのか聞かせていただきたいと思います。

○番外（　町長　池　田　高 世 偉　）

はい。色んな観点からのお考え、また住民との対話の中でのご指摘は十分わかりますが、先ほども申し上げましたが、どこかで「けじめ」を付けなければならないという時に、これをしたから、処分をしたから自分の責務を果たせた、これをしたから良いだろうという軽い考えでここに至ることはまずありません。示すべき態度は、今、皆さんに全て知っていただくのは「減給」という処分しかございません。

指摘のありました地区集会に出掛ける方法もありますが、まず全員の皆さんに知っていただける責務としての自分を律するかたちは「減給」として表すと決断したところです。

○８番（　安　部　大　助　）

分かりました。

それでは、次の質疑に移ります。説明資料６で旧県職員宿舎整備が出ております。その辺に関して、今町内で住宅が不足しているということは理解しております。今回、この県の管理する住宅を購入して整備するという計画ですが、議案の方には改修費と購入費が一緒に挙がっている。その辺のことも含めて、県の方とどのような協議がされたのか、そしてこの購入時期、これが承認されれば購入となるが、庁舎内で提案する時にどのような議論がされたのか詳細にお願いします。

○番外（　地域振興課長　佐 々 木　千　明　）

お答えをいたします。

まず一点目の、県とどのような協議が行われたのかということでございますけど、この話は平成30年度に情報を得ておりましたが、正式に島根県の担当部署からお話しをいただきましたのが昨年の６月でございます。

その後、島根県の担当部署と協議を進めて、協議の内容としては、島根県が現在進めております「県職員宿舎の全体改修計画」の中で、どういったスケジュールで移譲が可能なのか、あるいは当該物件の状況等についても協議を行いましたし、この対象物件の譲渡価格についても協議を行なってまいった次第でございます。

○８番（　安　部　大　助　）

ちょっと疑問な部分があるのですが、例えばジオパークの中核拠点施設、あの時は過疎債で３割、工事費が県の方から出るという説明を受けているが、今回の住宅改修、配分といいますか今後起こりうる改修費と今回の設計費、そういったものに対して全て町が出すのか教えてください。

○番外（　地域振興課長　佐 々 木　千　明　）

現在のところ、県から支援をいただくということはまったく考えておりませんで、町事業で実施をしていく中で、現在のところは過疎ソフトの起債を充当するということで考えております。

○８番（　安　部　大　助　）

全て町の方でやるということで理解しました。

今、設計費が上っているので何ともいえないと思いますが、実際にあそこを改修した場合に大体どのくらいを見積っているのか、分かっていれば教えていただきたい。

○番外（　地域振興課長　佐 々 木　千　明　）

全体事業費は、現在進めております同規模の県職員宿舎の改修工事を参考にして約１億3,000万円程度見込んでいるところでございます。

○８番（　安　部　大　助　）

分かりました。きっとそれも過疎債か何かで充当すると思いますけど、先日の一般質問でもありましたように、今後、改修するメリットというのが私の中で分からないのが、あそこは３階建てですね。正直実際に工事に入ってみないと分からない物件でもあると思います。説明では50何年という古い建物ですので、その辺を考えるとある意味「ビックリ箱」みたいな感じになっていて実際に買いました、改修すると、先ほど言った金額はまだ不確かな部分で、先に購入というのがすべきかなと・・。中古車でも大体その車の内情を見て購入を決定する部分を、今回は設計費も購入も一緒に入っている、購入というのがもう少し中身を精査したうえで本当は購入すべきではないかなと。それには県も係ってくるんですけど、購入の時期について本当に今回は正しいのかどうか、その辺どう議論されたのかどうか教えてください。

○番外（　地域振興課長　佐 々 木　千　明　）

購入の時期については、まず今の建物の状況、今現在教職員の皆さんがお住まいになっているわけですが、実際のところは、全体の島根県の改修工事に入っている中で当該物件より古い物件を島根県としては、今回リニューアルして長寿命化を図っていくという考えであります。こういった中では、私たちも家の内を見させていただいたわけですが、しっかりリニューアル工事をすればここ数十年は使っていけるという判断を地域振興課として出しまして、その後、役場内の所定のルールにそって事務事業の評価でありますとか、事業実施計画のヒアリング等の指摘を受けたなかで新年度の予算に挙げさせていただいたということでござい

ますので、よろしくお願いいたします。

○8番（　安　部　大　助　）

最後に教えてほしいのですが、今回の提案に関してあそこを改修することと、町が今進めている空き家対策の方にも、その時に同じ過疎債といったものを財源とするのであれば、あそこを建てた場合に3階で昇り降りをしないといけないということもある。今、空き家がすごく増えている中でそこを改修する。旧県職員住宅の改修と空き家の改修、どちらが町として進むべき方向なのか、その辺のことを議論されたのかどうか、教えてください。

○番外（　地域振興課長　佐 々 木　千　明　）

私共の基本的な考え方は、色々なUIターン者のニーズに応じた住まいを提供させていただく、それプラス仕事もあるわけですが、そうした色んなニーズに応えるなかにあっては、今回提案させていただいた集合型のある意味、町部に立地している物件でありますとか、空き家を中心とした周辺部のそういった一戸建ての住宅を提供できる。こういった幅広い住まいを提供できる環境整備をしていきたいという思いで進めているところであります。

○8番（　安　部　大　助　）

終わります。

○議長（　米　澤　壽　重　）

以上で、安部 大助 議員の「質疑」を終わります。

以上で、「質疑」を終わります。

ただ今から、休憩といたします。午後の開始時間は、午後1時30分といたします。

（　本会議休憩宣告　　１１時４４分　）

○議長（　米　澤　壽　重　）

それでは、会議を再開します。

（　本会議再開宣告　　１３時３０分　）

日　程　第　2．町 長 追 加 提 出 議 案 の 上 程

「町長追加提出議案の上程」を行います。

お手元に配付のとおり、町長追加提出議案の承認第2号「工事請負変更契約締結の専決処分について（有木小学校校舎改修工事）」から、同意第2号「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」までの3件を一括して議題とします。

日　程　第　3．提 案 理 由 の 説 明

「提案理由の説明」を行います。

只今議題となりました3件の議案について、提出者から「提案理由の説明」を求めます。

○番外（　町長　池　田　高 世 偉　）

本日、追加提案いたしました諸議案について、ご説明申し上げます。

承認第2号の「工事請負変更契約締結の専決処分について（有木小学校校舎改修工事）」についてでありますが、早期に工事請負変更契約を締結する必要が生じましたので、2月25日に地方自治法第179条第1項の規定を適用して専決処分を行い、同法第3項の規定により議会に報告して承認を求めるものであります。

同意第1号の「隠岐の島町教育委員会教育長の任命同意について」でありますが、本年1月1日から不在となっております本町教育委員会教育長に、野津浩一氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同意第2号の「隠岐の島町教育委員会委員の任命同意について」でありますが、本町教育委員会委員のうち、嶽野慶子氏が、来る3月31日をもって辞職されることから、新たに谷田一子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

以上、3件の追加議案につきましてご説明申し上げましたが、何とぞ慎重ご審議の上、適切なご決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（　米　澤　壽　重　）

以上で、「提案理由の説明」を終わります。

ここで、議案審議の便宜上、本会議を休憩し、全員協議会を開きます。

（　本会議休憩宣告　　１３時３２分　）

（　全員協議会開会宣告　　１３時３２分　）

○議長（　米　澤　壽　重　）

全員協議会を閉じ、本会議を再開します。

（　全員協議会閉会宣告　　１３時３３分　）

（　本会議再開宣告　　１３時３３分　）

日　程　第　４．質　　疑

「質疑」を行います。

ただ今、提案されました、3件の議案について質疑を行います。

ここで、野津総務課長の退室を求めます。

（　野津総務課長退室　）

承認第2号議案について、質疑はありますか。

（　「なし」の声を確認　）

以上で、承認第2号議案についての質疑を終わります。

次に、同意第1号議案について、質疑はありますか。

2番：村上 謙武 議員

○2番（　村　上　謙　武　）

ただ今の町長の説明、それから補足説明がありませんでしたけど、この議案の内容を見ますと任命の期日が明記されていないんですけど、大体予想はつくんですけど、そういうのをきちんと書いて上程していただきたいと、同意第2号も同じなんですけど、これでは不確かなものですから。

○番外（　副町長　大　庭　孝　久　）

確かにそうでございます。資料等については添付して本来であればいつからということを明記しなければならなかったと思っております。

任期につきましては、令和2年4月1日からの任期でそれから3年間という形でお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ただ今のは、教育長の任期でございまして、教育委員の任期は今までどおり4年間で、嶽野委員さんの残任の期間でございます。ご承知おきください。

○議長（　米　澤　壽　重　）

以上で、村上 謙武 議員の質疑を終わります。

他に質疑は、ございませんか。

（　「なし」の声を確認　）

以上で、同意第1号議案についての質疑を終わります。

次に、同意第2号議案について、質疑はありますか。

（　「なし」の声を確認　）

以上で、同意第2号議案についての質疑を終わります。

以上で「質疑」を終わります。

野津総務課長の入室を許可します。

（　野津総務課長入室　）

日　程　第　5．議案の委員会付託

「議案の委員会付託」を議題とします。

町長提出議案の、議第9号「隠岐の島町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例」から、議第54号「令和2度隠岐の島町上水道事業会計予算」までの46議案について、お手元に配付の「議案付託表」のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声を確認　）

「異議なし」と認めます。

したがって、議案46件は、「議案付託表」のとおり付託することに決定いたしました。

日　程　第　６．休会について

「休会について」を議題とします。

お諮りします。

明日3月10日から12日までは常任委員会開催のため、本会議を休会にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（　「異議なし」の声を確認　）

「異議なし」と認め、左様決定いたしました。

以上で、本日の議事日程は、全て終了しました。

次の本会議は、3月13日に開催します。

本日は、これにて散会します。

（　散　会　宣　告　　１３時３７分　）

以　下　余　白